

(イ) 藤永田造船所内ニ於テ従業セル労働者ノミヲ以テ組織スル組合ヲ交渉団体トシテ認ム可シ  
其団体ノ内容組織方針交渉ノ範圍及方法ニ關シテハ工場主側ト全労働者ト隔意ナキ方法ニ  
依リ選出セル相當人數ノ委員ヲ以テ直ニ調査會ヲ組織シ審議ヲ決定スルモノトス

- 二、請負制度改善ノ件ハ調査考究ノ上直ニ實行ス
- 三、工場内衛生設備ノ改善ノ件ハ直ニ其實行ニ着手ス
- 四、無届欠勤解雇猶豫日數ノ件ハ五日間トス
- 五、工場ノ都合上解雇スル場合ニ於ケル手當(豫告手當ヲ含ム)ハ左ノ通り定ム  
半ケ年未滿日給三拾日分、壹ケ年未滿日給四拾五日分  
壹ケ年以上ノモノハ壹ケ月、増ス毎ニ壹日分ヲ加算ス  
現ニ従業セル臨時職工ハ常備ニ準シ本項規定ノ手當ヲ給ス
- 六、日給貳圓以下ノ職工ニ對スル増給ノ件ハ妻子其他扶養ノ義務ヲ負フ爲メ生計困難ト認ムルモノ  
ニ限リ貳割以内ノ範圍ニ於テ貳圓ヲ限度トシ相當補給ノ方法ヲ取ル可シ
- 七、定期昇給ノ件ハ毎年壹回九月ニ於テ詮衡ノ上昇給セシム但シ特別ノモノハ臨時選抜昇給ヲ行フ  
事アル可シ
- 八、殘業歩増ノ件ハ舊ニ復ス
- 九、職工往復配船ノ件ハ改善方法ヲトル事トス
- 十、今回ノ件ニ就キ犠牲者ヲ出サハル事ヲ承認ス但其行動常軌ヲ逸スルモノハ此ノ限ニアラス

右 回 答 ス

大正拾年六月七日

藤永田造船所主 永田 三十郎

### 回答の説明概要

今回提出されました要求なるものは十箇條ありますけれども其主なるものは

第一 団体交渉権の承認 でありまして委員方から承れば、既に大阪造船労働組合なるものも出来て居りまして此種の団体が出来るに従つて、其代表者が職工側の利害問題につき、工場主と交渉する権利を認めよとの御申出かと存じますが、何分吾國にはまだ労働組合の法律もない位、で工場主と職工衆との間には雇者被雇者が各別に約束した労働條件を守る外なき有様であるから、此分では職工側の意見を工場主へ傳へることも難かしい状態で双方の不利益となることもないとは限りませぬから、弊所でも工場委員とか労働調査會とか申すものを設けてはと思ふて居ります折柄、此要求が出たのでありまして、工場の能率を高めて双方の利益を進める爲めには決して悪い考ではないと信じます、さりとて職工方の意志のまゝに作られる組合が、屹度全体の職工方の利益となり、幸福を増すに限るとも思はれぬ點があり、一步を誤れば却て國の産業を、衰へさせるやうの事がないとも言はれませぬから、弊所では組合の目的とか、組織方法とか、主義方針とか十分に調査を悉して、利多くして害の少いものを得たいと考へ、第一回の回答に一慎重考究の要あり五日以内に回答す」と述べ次に此方で職工側の御意見をも參酌して時代に適應する善良の機關を作ることにする」と答へた次第であります、是れでも得心されませぬから、双方が調査會を組織し十分協議の上作り上げた団体のみを認めて相互交渉の機關としたいと答へた次第であります、此邊は篤と御考へありて弊所の誠意のあるところを御諒察下されたいと希ひます

申すまでもありませぬが弊所主が疾く戦後には造船の不景氣なることを豫知しながら工場を擴げたり、むづかしい利益のない海軍の御用を引受けたりして莫大の資金を投じ、又た車輛じや、鐵管じやと新しい恰好の仕事と思ひついて、其度毎に資金を固定させて居るのも、ごうかして工場を維持してゆき、失業者を出さないとの誠意に外ならぬので、彼の多くの裕金を有て工業も何もせぬ人達と自から趣を異にして居るのは職工衆と苦樂を偕にする覺悟があればこそ出来たことで、多くの株主から出資を仰いで居る會社と違ひ一個人として此の如き大膽な舉にいで、居るのは一に勞資の協調が出来ないものでない勞資の協調さへ出来れば、産業は破壊されるものでない強い信念に基づいて居ることを諒せられたい

第二 工場の都合による解雇手當の事ですが是れは從來一定の規程がなかつたのですから随分過大の要求をされたこと、存じます、然るに弊所では前段に述べた如く引合はぬまでも成るべく職工衆の仕事に亡くしない方針を執りて居るのですから到底要求の如き事は行はれませぬ、最後の回答のものは、實に弊所の爲し得る最大限度のものであります、而して此際の際の事でありまして、今日までに業に就かれ居る臨時職工の方にも均しく同一の手當を支給することにしました

此他 請負制度の改善の如きは工場主の利益の爲めにも速に實行すべき事柄であり衛生設備の充實殘業、歩増、日給貳圓以下の方へ對する補給方法、定時臨時昇給及び交通上の施設などは説明を要せぬと信じますから省察しますが  
最後に今回の事につき過日來の状況から看ましますと、要求と回答との間に是れは勝つた、彼れは負けたと云ふ風に、兎角勝負の問題のように思はれる事がありはしまいか、此種の事は所謂協調なる